

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【会社名】	株式会社アドバンスト・メディア
【英訳名】	Advanced Media, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
【電話番号】	03 - 5958 - 1031（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 立松 克己
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
【電話番号】	03 - 5958 - 1031（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 立松 克己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,050,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 212,050,000円
	（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	5,000個
発行価額の総額	2,050,000円
発行価格	1個につき410円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年8月23日（月）から平成22年8月30日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アドバンスト・メディア 経営管理本部総務企画グループ
払込期日	平成22年8月31日（火）
割当日	平成22年8月31日（火）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋支店

(注) 1. 当該新株予約権証券を以下「本新株予約権」といいます。

2. 本新株予約権については、平成22年8月13日（金）開催の当社取締役会においてその発行の決議をしております。

3. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることといたします。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。</p> <p>なお、当社は単元株制度の定めはありません。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>5,000株（新株予約権1個あたり1株）</p> <p>1. 株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることができる。</p> <p>なお、かかる調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2. 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数</p> <p>新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記1.に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記「新株予約権の目的となる株式の数」の第2項に定める本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成22年8月12日の東京証券取引所における普通取引の終値42,000円とする。</p> <p>なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金212,050,000円</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式の発行価格は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に、本新株予約権の発行価格を加えた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から、上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成23年6月1日から平成28年5月31日まで</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アドバンスト・メディア 経営管理本部総務企画グループ</li> <li>新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</li> <li>新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 池袋支店</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第14期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)乃至第16期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の各事業年度に係る連結損益計算書において営業利益が一度でも計上された場合に限り、新株予約権の行使を行うことができる。なお、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」を「個別損益計算書」と読みかえるものとする。</li> <li>本新株予約権者は、当社を退任もしくは退職をした場合、または当社との取引関係が終了した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。なお、本新株予約権者が当社都合の退職および契約終了により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。</li> <li>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</li> <li>各本新株予約権の一部行使はできない。</li> <li>前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を割り当てる日から権利行使期間満了日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間の単純平均株価が一度でも権利行使価額の40%に相当する金額を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。</li> <li>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社株主総会の承認(株主総会による承認を行わない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</li> <li>新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</li> <li>新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「本新株予約権行使請求書」という）に、行使請求をしようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をした上、行使請求期間中に行使請求の受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合は、本新株予約権行使請求書の提出に加えて出資金総額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
212,050,000（注）1．	3,555,000（注）2．	208,495,000

（注）1．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権は、中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力をさらに高め当社取締役、監査役、従業員および当社関係者の、一層の意欲および士気を向上させることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員および当社関係者に対して有償にて発行するものであります。

また、本新株予約権の行使による資金の払込みは、本新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な使途については、本新株予約権の行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## 1．当社取締役

a．割当予定先の概要	氏名	当社取締役3名（注）
	住所	該当事項はありません。
	職業の内容	当社取締役
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社取締役3名のうち2名は、合計で当社株式10,900株を保有しております。
	人事関係	当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## 2. 当社監査役

a. 割当予定先の概要	氏名	当社監査役3名（注）
	住所	該当事項はありません。
	職業の内容	当社監査役
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社監査役3名の内1名は、当社株式75株を保有しております。
	人事関係	当社監査役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## 3. 当社従業員

a. 割当予定先の概要	氏名	当社従業員68名（注）
	住所	該当事項はありません。
	職業の内容	当社従業員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社従業員68名の内9名は、合計で当社株式429株を保有しております。
	人事関係	当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## 4. 当社関係者

a. 割当予定先の概要	氏名	当社関係者5名（注）
	住所	該当事項はありません。
	職業の内容	当社業務の受託
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社関係者5名は当社との業務委託契約又は顧問契約に従い当社業務に従事しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社関係者の内4名は当社と業務委託の取引関係があり、当社関係者の内1名は当社と顧問契約の取引関係があります。

（注）本新株予約権は、有償にて発行するストックオプションである為、個別の氏名の記載は省略させて頂いております。

## c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力をさらに高め当社取締役、監査役、従業員および当社関係者の、一層の意欲および士気を向上させることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員および当社関係者に対して有償にて発行するストックオプションであります。そのような中、当社の取締役、監査役、従業員および当社業務に携わっている当社関係者5名にも本新株予約権を付与する事により、当社の業績拡大及び企業価値の増大に寄与して頂けると考え選定をいたしました。

d 割り当てようとする株式の数

- 1．当社取締役 3名 1,000株
- 2．当社監査役 3名 100株
- 3．当社従業員 68名 3,651株
- 4．当社関係者 5名 249株

e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込に要する財産の存在につきまして、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、割当予定先の各氏と権利行使に支障がない旨を口頭等により確認をしております。確約はございませんが、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社取締役、当社従業員、当社監査役は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社関係者が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人であるか否か、及び割当予定先が法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます）等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関に調査を依頼し、当該割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しており、その旨の確認書を受領しています。

またその旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出し、また、当社は当社関係者から、反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証を書面にて取得しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる独立した第三者評価機関（株式会社プルートス・コンサルティング）の算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を410円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額につきましては、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成22年8月12日の東京証券取引所における普通取引の終値42,000円としました。

当該判断に当たっては、社外監査役2名を含む、今回の新株予約権発行に係る取締役会に出席した監査役3名全員が、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の目的である株式の総数5,000株が全部行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
鈴木 清幸	千葉県浦安市	10,700	7.01%	11,200	7.10%
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 二丁目9号	10,250	6.72%	10,250	6.50%
伊谷 秀隆	東京都世田谷区	3,970	2.60%	3,970	2.52%
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二 丁目4番6号	1,992	1.31%	1,992	1.26%
富士通マイクロエレクト ロニクス株式会社	神奈川県横浜市港北区新横 浜二丁目10番23号	1,500	0.98%	1,500	0.95%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6 番1号	910	0.60%	910	0.58%
サン・クロレラ販売株式 会社	京都府京都市下京区烏丸通 五条下る大坂町369番地	850	0.56%	850	0.53%
メリルリンチ インター ナショナル エクイティ デリバティブズ (常任代理人 メリルリ ンチ日本証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTER, 2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ 東京都中央区日本橋1丁目 4番1号 日本橋一丁目ビ ルディング	763	0.50%	763	0.48%
菊岡 健	愛知県名古屋市熱田区	750	0.49%	750	0.48%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目 9番1号	727	0.48%	727	0.46%
計	-	32,412	21.24%	32,912	20.88%

(注) 平成22年3月31日現在の株主名簿及び平成22年8月13日までに当社が確認した大量保有報告書などに基づき記載して  
おります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第13期）および四半期報告書（第14期第1四半期）（以下、「当該有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（平成22年8月13日）までの間において変更がありました。変更箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

から 略

#### 新株予約権等の付与について

当社グループは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役職員等の意欲を一層高めること等を目的として、ストック・オプション（新株予約権等）を発行しております。当該新株予約権に伴う行使により株式が発行された場合、当社の1株当たり株式価値の希薄化を招くおそれがあります。

また、当社グループは、上記目的の下に今後も役職員等に対して新株予約権の付与を行うことを検討しておりますが、当該新株予約権を付与した場合は、1株当たり株式価値の希薄化を招く恐れがあります。

から 略

### 2. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の当該有価証券報告書（第13期）提出後、本有価証券届出書提出日（平成22年8月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年7月2日に関東財務局長に、以下の通り提出しております。

[平成22年7月2日提出臨時報告書]

#### 1 提出理由

平成22年6月29日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成22年6月29日

#### (2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、鈴木清幸氏、藤田泰彦氏、立松克己氏、森信介氏を取締役に選任するものであります。

##### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小林明隆氏を選任するものであります。

##### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、佐々木省一氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権数の数、当該決議事項が可決される為の要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)	
鈴木 清幸	49,713	4,962	0		可決(90.92%)
藤田 泰彦	49,957	4,718	0		可決(91.37%)
立松 克己	49,813	4,862	0		可決(91.10%)
森 信介	49,886	4,789	0		可決(91.24%)
第2号議案	50,088	4,587	0	(注)	可決(91.61%)
第3号議案	50,084	4,603	0	(注)	可決(91.58%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主から各議案の賛否に関し確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権が確認できていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期 第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月30日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 古川 雅一 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 秋葉 陽 印  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、新株予約権の権利行使が行われている。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドバンスト・メディアの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アドバンスト・メディアが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社アドバンスト・メディア  
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、新株予約権の権利行使が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月30日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 古川 雅一 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 秋葉 陽 印  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドバンスト・メディアの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アドバンスト・メディアが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社アドバンスト・メディア  
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注） 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 古川 雅一 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 秋葉 陽 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディアの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、新株予約権の権利行使が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 古川 雅一 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 秋葉 陽 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスト・メディアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディアの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。